

平成26年度における短期給付関係等の制度改正について

- 70歳代前半の組合員等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

平成26年4月1日以降に70歳に達する組合員等について、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合が2割となります。(誕生日が昭和19年4月2日以降の者)

4月1日以降、該当となる方で組合員の給料が一定額以上である場合は、従来同様3割負担となります。

- 産前産後休業期間の掛金・負担金免除について

平成26年4月1日より従来の育児休業期間中の掛金・負担金免除にあわせて産前産後休業(産前42日(多胎妊娠は98日)産後56日)についても、掛金・負担金が免除となります。

平成26年4月1日の施行日前に産前産後休業を開始した場合は、「施行日を休業開始日」とみなし、平成26年4月から免除となります。

- 育児休業手当金の給付率引上げについて

平成26年4月1日施行の育児休業手当金の支給率引き上げについては、「当該育児休業をした期間が180日に達するまでの期間は、100分の67」となります。(当該育児休業をした期間とは、育児休業手当金を支給した日数(土日を除く日数)ではなく、育児休業をした日数(土日を含む日数)となります。)

今回の改正は、施行日以後に開始された育児休業に係る育児休業手当金の支給率を67%に引き上げるものであり、施行日前に開始された育児休業に係る育児休業手当金の支給率については、平成26年4月以降も50%と従前のまま支給となります。

- 限度額適用認定証の取扱いについて

平成27年1月1日施行予定の高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の算定基準額が見直されることにより、平成26年発行の限度額適用認定証については、平成26年12月31日までの期限となります。